

新市まちづくり計画の変更案について

1 計画変更の背景

津市の市町村建設計画である新市まちづくり計画は、平成24年6月に改正された東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律により、合併特例事業債の起債可能期間が延長されたことを受け、同事業債を有効に活用するため、平成26年第4回津市議会定例会での議決を経て、同計画の計画期間終了年度を平成27年度から平成32年度（令和2年度）に変更し、5年間の期間延長を行いました。

その後、平成28年熊本地震等の相次ぐ大規模災害や全国的な建設需要の増大、東日本大震災の被災市町村における人口動態の変化等により、合併市町村の市町村建設計画に盛り込まれた事業の実施に支障が生じている状況を踏まえ、平成30年4月に再度法改正が行われ、合併特例事業債の起債可能期間を更に5年間延長することが可能となりました。

今回の法改正を受け、今後の本市の施策推進において、平成32年度（令和2年度）までの計画期間を超えて整備完了が見込まれる事業への合併特例事業債の充当を可能とし、より財源を有効に活用できる環境を整えるためには、同計画の期間延長が必要となります。

2 計画変更の考え方

今回の法改正は、前回の平成24年の法改正と同様、合併市町村の市町村建設計画に盛り込まれた事業の実施に支障が生じている状況に鑑み、同計画に基づいて行う事業の経費に充てるための地方債を起すことができる期間の特例を定めたことが趣旨であることから、新市まちづくり計画の変更内容については、計画期間の令和3年度から令和7年度までの5年間の再延長と、それに伴う財政計画の変更を行おうとするものです。

3 計画変更案の概要

(1) 計画期間

平成18年度から平成32年度（令和2年度）までの15年間で、令和7年度までの20年間に変更します。

(2) 財政計画

ア 財政計画の計画期間

平成18年度から平成32年度（令和2年度）までの15年間で、令

和7年度までの20年間に変更します。

イ 財政計画変更の前提条件

平成18年度から平成30年度までの数値は、それぞれの年度の決算数値（ただし、平成30年度の数値は見込み）に置き換え、令和元年度から令和7年度までの数値は、現行の地方財政制度を基本として、次の主なポイントを踏まえて推計しています。

(ア) 歳入算定の主なポイント

地方税は、現行税制度を基本とし、税制改正及び過去の実績等を踏まえ算定し、市民税については、将来の人口減少も見込んで算定しています。

地方交付税は、合併算定替特例による段階的な縮減措置を令和2年度まで反映し、合併特例事業債、臨時財政対策債の元利償還金における交付税措置を見込み、算定しています。

地方債は、計画上の合併特例事業債活用事業を反映し、臨時財政対策債は同水準で推移するものと算定しています。

(イ) 歳出算定の主なポイント

人件費は、採用退職見込数を踏まえるとともに、令和2年度からは会計年度任用職員制度を導入することにより臨時職員の賃金が物件費から人件費に計上替えとなること等による増を見込み、その後は同水準で推移するものと見込んで、算定しています。

公債費は、今後の地方債の発行予定額に応じた元利償還金を見込んで算定しています。

普通建設事業費は、合併特例事業債活用事業を反映し、その他の普通建設事業は、一定水準を確保するものと見込んで算定しています。

4 合併特例事業債の活用

(1) これまでの活用状況

本市の合併特例事業債の発行可能額は、710億4,670万円となっており、これまでの発行額は、平成30年度末までの累計で523億3,000万円となっています。

ア 年度別の合併特例事業債借入額

H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
0.7億円	45.5億円	9.8億円	21.3億円	16.5億円	22.1億円
H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度

53.7 億円	60.7 億円	103.9 億円	74.6 億円	78.4 億円	36.1 億円
本市の発行可能額			710 億 4,670 万円		
平成30年度末時点での発行累計額			△523 億 3,000 万円		
平成30年度末時点での発行可能残額			187 億 1,670 万円		

イ 合併特例事業債を活用した主な事業

- (ア) 新斎場や新最終処分場、産業・スポーツセンターの整備
- (イ) 小中学校施設の大規模改造や環境整備（エアコン設置、トイレ洋式化）、給食センターの整備
- (ウ) こども園、放課後児童クラブの整備
- (エ) 地域防災情報通信システムの整備
- (オ) 消防関連の整備（通信指令システム整備、施設整備、車両購入）
- (カ) 道路整備
- (キ) 公民館、総合支所の整備

(2) 今後の合併特例事業債の活用

平成30年度末時点での合併特例事業債の発行可能残額は、本市の合併特例事業債の発行可能額710億4,670万円から、平成30年度末までの発行累計額523億3,000万円を差し引くと、187億1,670万円となります。

このうち、令和元年度当初予算及び補正予算において久居アルスプラザ整備事業などに74億1,640万円、平成30年度から繰り越した事業として小中学校への空調整備などに29億1,870万円、令和2年度の継続事業としてテニスコート整備事業などに16億2,740万円の活用を見込んでおり、これらの見込額を差し引いた約67億5千万円については「子ども・子育て」や「教育」の分野を始め、「消防」、「社会基盤」などの分野に重点を置いて、今回期間延長を予定している令和7年度までの事業に活用していくこととし、各年度の予算に計上していきます。

平成30年度末時点での発行可能残額	187 億 1,670 万円
令和元年度当初及び補正予算計上分	△74 億 1,640 万円
平成30年度からの繰越明許費計上分	△29 億 1,870 万円
令和2年度継続費計上分	△16 億 2,740 万円
差 引	67 億 5,420 万円

ア 令和元年度当初及び補正予算計上分の主な事業

久居アルスプラザ整備事業、雲出保育園園舎移転事業、芸濃こども園

整備事業、小中学校施設大規模改造事業、桃園小学校整備事業など

イ 平成30年度からの繰越明許費計上分の主な事業

津南防災コミュニティセンター整備事業、小中学校空調設備整備事業、
小中学校施設大規模改造事業など

ウ 令和2年度継続費計上分の事業

本庁舎大規模改修事業、テニスコート整備事業、雲出保育園園舎移転
事業、北消防署整備事業

エ 令和2年度以降も継続を予定している市道河芸町島崎町線道路整備事
業や津リージョンプラザ整備事業などの他、今後活用を見込む主な事業

(ア) 子ども・子育て

こども園の整備、放課後児童クラブの整備

(イ) 教育

小中学校校舎の長寿命化事業

(ウ) 消防

消防施設の整備、消防車両の購入

(エ) 社会基盤

道路の整備事業

(オ) その他

文化・住民交流・観光施設の整備

5 スケジュール

令和元年 8月 計画変更案に対するパブリックコメントの実施

令和元年10月 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第
6号）に基づく三重県知事への協議

令和元年11月 令和元年第3回津市議会定例会への議案提出